

軽米町商品開発等促進事業補助金公募要領

1 趣旨

町内の特産品、農林畜産物を活用し、事業者の利益のみならず地域産業への波及効果の見込まれる新商品の開発、既存商品の改良または販路開拓等の取り組みに対し、一定の補助を行うもの。

2 交付対象者

- ①町内に主たる店舗、事務所又は工場等を有する法人
- ②町内に居住する個人
- ③その他町長が定める団体等

3 交付対象事業

次のいずれかに該当する取り組みであること。ただし、下記事業は重複して申請することはできないものとする。

事業名	取組む事業内容	交付額
① 商品開発	・ 地域資源を活用した商品開発(必須) ・ 当該商品の販路開拓に係る取組み	20 万円以内 (補助率 2 / 3 以内)
② ブラッシュアップ	・ 既存商品のブラッシュアップ(必須) ・ 当該商品の販路開拓に係る取組み	20 万円以内 (補助率 2 / 3 以内)
③ 販路開拓	・ 上記を伴わない販路開拓に係る取組み (商談会への参加、販促物の作成等)	10 万円以内 (補助率 2 / 3 以内)

4 対象経費

事業の実施に要する次表の経費を補助する。

対象経費	内容	備考
謝金・旅費	専門家(デザイナー、アドバイザー等)謝金・旅費、一般旅費	町の支給基準を上回る場合は減額する場合がある。
材料費	商品試作に要する材料購入費等	試作分に限る
外注費	パッケージデザイン費、外注加工費等	試作分に限る
検査分析費	放射能検査費、成分検査費、細菌検査費等	
印刷製本費	ラベル・パッケージ等の印刷費、チラシ・リーフレット等の印刷費(版代を含む)、翻訳費等	ラベル・パッケージ等の作成は試作分に限る
広告宣伝費	のぼり作成、販促物作成、新聞広告代等	
出展料	商談会・展示会等の出展料	
その他必要と認められる経費	軽米町長が適当と認める費用	

5 事業実施期間

事業実施期間は、補助金交付決定から令和9年3月1日（月）までとする。

6 応募手続

(1) 募集受付期間

令和8年7月8日(水)から8月7日(金)まで

(2) 提出書類

①交付申請書（軽米町商品開発等促進事業補助金交付要綱 様式第1号）

②軽米町商品開発等促進事業費補助金交付要綱の別表2に掲げる書類

7 審査方法

(1) 事業計画書・収支予算書について下記審査基準に基づき、審査会により審査し、交付事業者を決定する。

(2) 審査会で事業代表者（代理も可）が事業の説明を行うこととする。

(3) 選定結果は応募者全員に通知するが、審査内容や審査経過は公表しない。

(4) 審査基準

○素材

○価格設定

○ターゲット

○マーケティング方法

○販路

8 事業の流れ

(1) 申請書等の提出 令和8年7月8日(水)から8月7日(金)

(2) 審査、採択 令和8年8月24日(月)から8月28日(金)予定

(3) 交付決定 令和8年8月31日(月)から9月4日(金)予定

(4) 事業の実施 交付決定から令和9年3月1日（月）以内の期間

(5) 実績報告書の提出 事業完了日より30日以内または令和9年3月1日（月）のいずれか早い日まで

(6) 前金払請求 交付決定の日から随時

9 様式、要綱、Q&A など

軽米町役場ホームページ→事業者の方へ→軽米町商品開発等促進事業補助金について

10 書類の提出先及び問合せ先

〒028-6302 軽米町大字軽米 10-85 産業振興課商工観光担当

TEL : 0195-46-4746 FAX : 0195-46-2335

担当 : 岡堀